町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)2月19日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等 に関する条例の一部を改正する条例

町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年12月町田市条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

目次

第1章~第4章 略

第5章 雑則 (第91条・第92条)

附則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 一般原則)

第3条 略

- 2 略
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者 は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のた め、必要な体制の整備を行うとともに、その 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講 じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者 は、指定地域密着型介護予防サービスを提供 するに当たっては、法第118条の2第1項 に規定する介護保険等関連情報その他必要な 情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め なければならない。

<u>5</u> 略

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第110 条第1項に規定する指定認知症対応型共同生 活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所(第71条第1項に規定する指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次 条において同じ。)の居間若しくは食堂又は 目次

第1章~第4章 略

第5章 雑則(第91条)

附則

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の 一般原則)

第3条 略

2 略

<u>3</u> 略

(従業者の員数)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型サービス基準条例第110 条第1項に規定する指定認知症対応型共同生 活介護事業所をいう。以下同じ。)若しくは 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所(第71条第1項に規定する指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次 条において同じ。)の居間若しくは食堂又は 指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サ ービス基準条例第129条第1項に規定する 指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 44条第6項において同じ。) 若しくは指定 地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着 型サービス基準条例第150条第1項に規定 する指定地域密着型介護老人福祉施設をい う。次条及び第44条第6項において同じ。) の食堂若しくは共同生活室において、これら の事業所又は施設(第10条第1項において 「本体事業所等」という。)の利用者、入居者 又は入所者とともに行う指定介護予防認知症 対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防 認知症対応型通所介護」という。) の事業を 行う者(以下「共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者」という。) が当該事業 を行う事業所(以下「共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所」という。)に置 くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入 居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介 護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業 者(指定地域密着型サービス基準条例第64 条第1項に規定する共用型指定認知症対応型 通所介護事業者をいう。以下同じ。) の指定 を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知 症対応型通所介護(同項に規定する共用型指 定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所に おける共用型指定介護予防認知症対応型通所 介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の 利用者。次条において同じ。) の数を合計し た数について、第71条又は指定地域密着型 サービス基準条例第110条、第130条若 しくは第151条の規定を満たすために必要 な数以上とする。

2 略

指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サ ービス基準条例第129条第1項に規定する 指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 44条第6項において同じ。) 若しくは指定 地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着 型サービス基準条例第150条第1項に規定 する指定地域密着型介護老人福祉施設をい う。次条及び第44条第6項において同じ。) の食堂若しくは共同生活室において、これら の事業所又は施設の利用者、入居者又は入所 者とともに行う指定介護予防認知症対応型通 所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対 応型通所介護」という。) の事業を行う者(以 下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所」という。) に置くべき従業 者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当 該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用 型指定認知症対応型通所介護事業者(指定地 域密着型サービス基準条例第64条第1項に 規定する共用型指定認知症対応型通所介護事 業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受 け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通 所介護(同項に規定する共用型指定認知症対 応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業と が同一の事業所において一体的に運営されて いる場合にあっては、当該事業所における共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は 共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。 次条において同じ。) の数を合計した数につ いて、第71条又は指定地域密着型サービス 基準条例第110条、第130条若しくは第 151条の規定を満たすために必要な数以上 とする。

2 略

(利用定員等)

### 第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第 1項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項 に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指 定介護予防サービス(法第53条第1項に規 定する指定介護予防サービスをいう。)、指 定地域密着型介護予防サービス若しくは指定 介護予防支援(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護 保険施設(法第8条第25項に規定する介護 保険施設をいう。) 若しくは指定介護療養型 医療施設(健康保険法等の一部を改正する法 律(平成18年法律第83号)附則第130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有 するものとされた同法第26条の規定による 改正前の法第48条第1項第3号に規定する 指定介護療養型医療施設をいう。第44条第 6項において同じ。)の運営(同条第7項及 び第71条第9項において「指定居宅サービ ス事業等」という。) について3年以上の経 験を有する者でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一 敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。<u>なお、共用</u> 型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該共用型指定 介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の (利用定員等)

## 第9条 略

2 共用型指定介護予防認知症对応型通所介護 事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第 1項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1 項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に 規定する指定介護予防サービスをいう。)、 指定地域密着型介護予防サービス若しくは指 定介護予防支援(法第58条第1項に規定す る指定介護予防支援をいう。) の事業又は介 護保険施設(法第8条第25項に規定する介 護保険施設をいう。) 若しくは指定介護療養 型医療施設(健康保険法等の一部を改正する 法律(平成18年法律第83号)附則第13 0条の2第1項の規定によりなおその効力を 有するものとされた同法第26条の規定によ る改正前の法第48条第1項第3号に規定す る指定介護療養型医療施設をいう。第44条 第6項において同じ。)の運営(同条第7項 において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなけれ ばならない。

## (管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の管理上支障がない場合 は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一 敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従 事することができるものとする。 職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の 本体事業所等の職務に従事することとしても 差し支えない。

2 略

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ いての重要事項に関する規程(以下この章に おいて「運営規程」という。)を定めておかな ければならない。
- $(1) \sim (9)$  略
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

(勤務体制の確保等)

第28条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護企業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供を確保する観点から、職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景 とした言動であって業務上必要かつ相当な範 囲を超えたものにより介護予防認知症対応型 通所介護従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置 を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

2 略

(運営規程)

- 第27条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ いての重要事項に関する規程(以下この章に おいて「運営規程」という。)を定めておか なければならない。
  - $(1) \sim (9)$  略

(10) 略

(勤務体制の確保等)

第28条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の 資質の向上のために、その研修の機会を確保 しなければならない。

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、感染症や非常災害の発生時に おいて、利用者に対する指定介護予防認知症 対応型通所介護の提供を継続的に実施するた めの、及び非常時の体制で早期の業務再開を 図るための計画(以下「業務継続計画」とい う。)を策定し、当該業務継続計画に従い必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に 対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しな ければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、 必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの とする。

(非常災害対策)

第30条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めな ければならない。

(衛生管理等)

# 第31条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において感染症が発生し、又は<u>まん延</u> しないように<u>次に掲げる措置を講じなけれ</u> ばならない。
- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレ ビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う ことができるものとする。)をおおむね6月 に1回以上開催するとともに、その結果に ついて、介護予防認知症対応型通所介護従 業者に周知徹底を図ること。

(非常災害対策)

第30条 略

(衛生管理等)

# 第31条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において感染症が発生し、又は<u>蔓延し</u> ないように必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において、介護予防認知症対応型通 所介護従業者に対し、感染症の予防及びま ん延の防止のための研修及び訓練を定期的 に実施すること。

(掲示)

第32条 略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者 は、前項に規定する事項を記載した書面を当 該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に 自由に閲覧させることにより、同項の規定に よる掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所 介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所における虐待の防止のための対策を 検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用 して行うことができるものとする。)を定期 的に開催するとともに、その結果について、 介護予防認知症対応型通所介護従業者に周 知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所における虐待の防止のための指針を 整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において、介護予防認知症対応型通 所介護従業者に対し、虐待の防止のための 研修を定期的に実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護

(掲示)

第32条 略

(地域との連携等)

第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護

事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介 護の提供に当たっては、利用者、利用者の家 族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所 在する区域を管轄する法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援センターの職 員、介護予防認知症対応型通所介護について 知見を有する者等により構成される協議会 (テレビ電話装置等を活用して行うことがで きるものとする。ただし、利用者又はその家 族(以下この項及び第49条において「利用 者等」という。) が参加する場合にあっては、 テレビ電話装置等の活用について当該利用者 等の同意を得なければならない。) (以下こ の項において「運営推進会議」という。)を設 置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会 議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議 による評価を受けるとともに、運営推進会議 から必要な要望、助言等を聴く機会を設けな ければならない。

 $2\sim5$  略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2\sim5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 指定認知症対応型共同 介護介護予防 生活介護事業所、指定地 職員 小規模多 域密着型特定施設、指定機能型居 地域密着型介護老人福宅介護事 祉施設、指定介護老人福業所に中 祉施設、介護老人保健施欄に掲げ 設、指定介護療養型医療

事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

 $2\sim5$  略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2 \sim 5$  略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に規定する人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定 指定認知症対応型共同 介護介護予防 生活介護事業所、指定地 職員 小規模多 域密着型特定施設、指定機能型居 地域密着型介護老人福宅介護事 祉施設、指定介護療養型業所に中 医療施設(医療法第7条欄に掲げ 第2項第4号に規定す

る施設等	施設(医療法第7条第2	
のいずれ	項第4号に規定する療	
かが併設	養病床を有する診療所	
されてい	であるものに限る。)又	
る場合	は介護医療院	
当該指定	前項中欄に掲げる施設	看護
介護予防	等、指定居宅サービスの	師又
小規模多	事業を行う事業所、指定	は准
機能型居	定期巡回•随時対応型訪	看護
宅介護事	問介護看護事業所(指定	師
業所の同	地域密着型サービス基	
一敷地内	準条例第6条第1項に	
に中欄に	規定する指定定期巡回・	
掲げる施	随時対応型訪問介護看	
設等のい	護事業所をいう。以下同	
ずれかが	じ。)、指定地域密着型	
ある場合	通所介護事業所(指定地	
	域密着型サービス基準	
	条例第59条の3第1	
	項に規定する指定地域	
	密着型通所介護事業所	
	を <u>いう。) 又は</u> 指定認知	
	症対応型通所介護事業	
	所(指定地域密着型サー	
	ビス基準条例第71条	
	第1項に規定する指定	
	認知症対応型通所介護	
	事業所をいう。)	

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所であって、指定居宅サービス事業等その他 の保健医療又は福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多 機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サー ビス基準条例第191条第1項に規定する指 定看護小規模多機能型居宅介護事業者をい

のいずれ 療所であるものに限 かが併設 る。) 又は介護医療院 されてい る場合 当該指定 前項中欄に掲げる施設 看護 介護予防 等、指定居宅サービスの 師又 小規模多 事業を行う事業所、指定 は准 機能型居 定期巡回•随時対応型訪 看護 宅介護事 問介護看護事業所(指定 師 業所の同 地域密着型サービス基 一敷地内 準条例第6条第1項に に中欄に 規定する指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看 掲げる施 護事業所をいう。以下同 設等のい ずれかが じ。)、指定地域密着型 通所介護事業所(指定地 ある場合 域密着型サービス基準 条例第59条の3第1 項に規定する指定地域 密着型通所介護事業所 をいう。)、指定認知症 対応型通所介護事業所 (指定地域密着型サー ビス基準条例第71条 第1項に規定する指定 認知症対応型通所介護 事業所をいう。) 、指定 介護老人福祉施設又は 介護老人保健施設

る療養病床を有する診

る施設等

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所であって、指定居宅サービス事業等その他 の保健医療又は福祉に関する事業について3 年以上の経験を有する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多 機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サー ビス基準条例第191条第1項に規定する指 定看護小規模多機能型居宅介護事業者をい

う。) により設置される当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。) であって当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る 支援を行うもの(以下この章において「本体 事業所」という。) との密接な連携の下に運 営されるものをいう。以下同じ。) に置くべ き訪問サービスの提供に当たる介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者については、本体 事業所の職員により当該サテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録 者の処遇が適切に行われると認められるとき は、1人以上とすることができる。

8~13 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第2 0条の2の2に規定する老人デイサービスセ ンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施 設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定複合型サービス事業所(指 定地域密着型サービス基準条例第192条第 3項に規定する指定複合型サービス事業所を いう。次条において同じ。)、指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は 訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、 第72条第3項及び第73条において同じ。) として認知症である者の介護に3年以上従事 した経験を有する者であって、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(心身の状況等の把握)

う。) により設置される当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に 規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所をいう。) であって当該指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介 護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る 支援を行うもの(以下「本体事業所」という。) との密接な連携の下に運営されるものをい う。以下同じ。) に置くべき訪問サービスの 提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者については、本体事業所の職員によ り当該サテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に 行われると認められるときは、1人以上とす ることができる。

8~13 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、 老人デイサービスセンター(老人福祉法第2 0条の2の2に規定する老人デイサービスセ ンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健 施設、介護医療院、指定認知症对応型共同生 活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指 定地域密着型サービス基準条例第192条第 3項に規定する指定複合型サービス事業所を いう。次条において同じ。)、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又 は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第 2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 第72条第2項及び第73条において同じ。) として認知症である者の介護に3年以上従事 した経験を有する者であって、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(心身の状況等の把握)

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員 (第44条第12項の規定により、介護支援 専門員を配置していないサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっ ては、本体事業所の介護支援専門員。以下こ の条及び第67条において同じ。) が開催す るサービス担当者会議(介護支援専門員が指 定介護予防サービス等の利用に係る計画の作 成のために指定介護予防サービス等の利用に 係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サ ービス等の担当者を招集して行う会議(テレ ビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。ただし、利用者等が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用につい て当該利用者等の同意を得なければならな い。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の 状況、その置かれている環境、他の保健医療 サービス又は福祉サービスの利用状況等の把 握に努めなければならない。

(運営規程)

- 第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。
- $(1) \sim (9)$  略
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 略

(定員の遵守)

第58条 略

- 2 略
- 3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、災害その他の やむを得ない事情がある場合は、登録定員並 びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定 員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供を行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、過疎地域その

第49条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員 (第44条第12項の規定により、介護支援 専門員を配置していないサテライト型指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっ ては、本体事業所の介護支援専門員。以下こ の条及び第67条において同じ。)が開催す るサービス担当者会議(介護支援専門員が指 定介護予防サービス等の利用に係る計画の作 成のために指定介護予防サービス等の利用に 係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サ ービス等の担当者を招集して行う会議をい う。) 等を通じて、利用者の心身の状況、そ の置かれている環境、他の保健医療サービス 又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め なければならない。

(運営規程)

第57条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程を定めてお かなければならない。

 $(1) \sim (9)$  略

(10) 略

(定員の遵守)

第58条 略

- 2 略
- 3 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、災害その他の やむを得ない事情がある場合は、登録定員並 びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定 員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅 介護の提供を行うことができる。

他これに類する地域において、地域の実情に より当該地域における指定介護予防小規模多 機能型居宅介護の効率的運営に必要であると 市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市 町村介護保険事業計画(法第117条第1項 に規定する市町村介護保険事業計画をいう。 以下この項において同じ。) の終期まで(市 が次期の市町村介護保険事業計画を作成する に当たって、新規に代替サービスを整備する よりも既存の指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所を活用することがより効率的で あると認めた場合にあっては、次期の市町村 介護保険事業計画の終期まで) に限り、登録 定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの 利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能 型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21 条、第23条、第24条、第26条、第28 条、第28条の2及び第31条から第39条 まで(第37条第4項を除く。)の規定は、指 定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に ついて準用する。この場合において、第11 条第1項中「第27条に規定する運営規程」 とあるのは「運営規程(第57条に規定する 重要事項に関する規程をいう。第32条にお いて同じ。)」と、同項、第28条第3項及び 第4項、第28条の2第2項、第31条第2 項第1号及び第3号、第32条第1項並びに 第37条の2第1号及び第3号中「介護予防 認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、 第26条第2項中「この節」とあるのは「第 3章第4節」と、第39条第1項中「介護予 防認知症対応型通所介護に」とあるのは「介 護予防小規模多機能型居宅介護に」と、「6 月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提 供回数等の活動状況」と読み替えるものとす (準用)

第65条 第11条から第15条まで、第21 条、第23条、第24条、第26条、第28 条、第31条から第36条まで及び第37条 (第4項を除く。)から第39条までの規定 は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 事業について準用する。この場合において、 第11条第1項中「第27条に規定する運営 規程」とあるのは「運営規程(第57条に規 定する重要事項に関する規程をいう。第32 条において同じ。)」と、「介護予防認知症対 応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防 小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26 条第2項中「この節」とあるのは「第3章第 4節」と、第28条第3項及び第32条中「介 護予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業 者」と、第39条第1項中「介護予防認知症 対応型通所介護に」とあるのは「介護予防小 規模多機能型居宅介護に」と、「6月」とあ るのは「2月」と、「活動状況」とあるのは 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況」と読み替えるものとする。

る。

## (従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所」とい う。)ごとに置くべき指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以 下「介護従業者」という。) の員数は、当該事 業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及 び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介 護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活 住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共 同生活介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第110条第1項に規定する指定認 知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定 認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型 サービス基準条例第109条に規定する指定 認知症対応型共同生活介護をいう。以下同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合にあっては、当該事 業所における指定介護予防認知症対応型共同 生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護 の利用者。以下この条及び第74条において 同じ。) の数が3又はその端数を増すごとに 1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を 通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の 勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。) をいう。以下この項に おいて同じ。)を行わせるために必要な数以 上とする。ただし、当該指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業所の有する共同生活 住居の数が3である場合において、当該共同 生活住居が全て同一の階において隣接し、介 護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速や

# (従業者の員数)

第71条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の事業を行う者(以下「指定介護予防認 知症対応型共同生活介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予 防認知症対応型共同生活介護事業所」とい う。) ごとに置くべき指定介護予防認知症対 応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以 下「介護従業者」という。)の員数は、当該事 業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及 び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防 認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介 護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活 住居の利用者(当該指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共 同生活介護事業者(指定地域密着型サービス 基準条例第110条第1項に規定する指定認 知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下 同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定介 護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指 定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着 型サービス基準条例第109条に規定する指 定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体 的に運営されている場合にあっては、当該事 業所における指定介護予防認知症対応型共同 生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護 の利用者。以下この条及び第74条において 同じ。) の数が3又はその端数を増すごとに 1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を 通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の 勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務 (宿直勤務を除く。)をいう。)を行わせる ために必要な数以上とする。

かな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

#### $2 \sim 4$ 略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

### 6~8 略

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライ 卜型指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所であって、指定居宅サービス事業 等その他の保健医療又は福祉に関する事業に ついて3年以上の経験を有する指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業者により設置 される当該指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所であって当該指定介護 予防認知症対応型共同生活介護事業所に対し て指定介護予防認知症対応型共同生活介護の 提供に係る支援を行うもの(以下この章にお いて「本体事業所」という。)との密接な連携 の下に運営されるものをいう。以下同じ。) については、介護支援専門員である計画作成

#### $2\sim4$ 略

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

# 6~8 略

担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣 が定める研修を修了している者を置くことが できる。

10 略

11 略

(管理者)

第72条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住 居の管理上支障がない場合は、サテライト型 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業 所における共同生活住居の管理者は、本体事 業所における共同生活住居の管理者をもって 充てることができる。

3 略

(設備)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有するものと し、その数は1<u>以上3以下(サテライト型指</u> 定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 にあっては、1又は2)とする。

 $2 \sim 7$  略

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) (3) 略

<u>9</u> 略

10 略

(管理者)

第72条 略

<u>2</u> 略

(設備)

第74条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所は、共同生活住居を有するものと し、その数は1<u>又は2</u>とする。<u>ただし、指定</u> 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に 係る用地の確保が困難であることその他地域 の実情により指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所の効率的運営に必要と認めら れる場合は、一の事業所における共同生活住 居の数を3とすることができる。

 $2 \sim 7$  略

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会を3月に1回以上開催すると ともに、その結果について、介護従業者その 他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) (3) 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス至しては地域密着型介護予防・サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

- 第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
- $(1) \sim (6)$  略
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

## (8) 略

(勤務体制の確保等)

第81条 略

- 2 略
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第80条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (6)$  略

(7)略

(勤務体制の確保等)

第81条 略

2 略

係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより介護従業者の 就業環境が害されることを防止するための方 針の明確化等の必要な措置を講じなければな らない。

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第 15条、第23条、第24条、第26条、第2 8条の2、第31条から第34条まで、第3 6条から第39条まで(第37条第4項及び 第39条第5項を除く。)、第56条、第59 条及び第61条の規定は、指定介護予防認知 症対応型共同生活介護の事業について準用す る。この場合において、第11条第1項中「第 27条に規定する運営規程」とあるのは「運 営規程(第80条に規定する重要事項に関す る規程をいう。第32条において同じ。)」 と、同項、第28条の2第2項、第31条第 2項第1号及び第3号、第32条第1項並び に第37条の2第1号及び第3号中「介護予 防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは 「介護従業者」と、第26条第2項中「この 節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条 第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に」 とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活 介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第5 9条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症 対応型共同生活介護事業者」と読み替えるも のとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の 基本取扱方針)

### 第87条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号に掲げるいずれかの評価を受けて、これらの評価結果を公表し、

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第 15条、第23条、第24条、第26条、第 31条から第34条まで、第36条、第37 条(第4項を除く。)から第39条(第5項 を除く。) まで、第56条、第59条及び第 61条の規定は、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護の事業について準用する。この 場合において、第11条第1項中「第27条 に規定する運営規程」とあるのは「運営規程 (第80条に規定する重要事項に関する規程 をいう。第32条において同じ。)」と、「介 護予防認知症対応型通所介護従業者」とある のは「介護従業者」と、第26条第2項中「こ の節」とあるのは「第4章第4節」と、第3 2条中「介護予防認知症対応型通所介護従業 者」とあるのは「介護従業者」と、第39条 第1項中「介護予防認知症対応型通所介護に」 とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活 介護に」と、「6月」とあるのは「2月」と、 第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介 護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知 症対応型共同生活介護事業者」と読み替える ものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の 基本取扱方針)

### 第87条 略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの評価結果を公表し、常にその改善を

常にその改善を図らなければならない。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に 規定する運営推進会議における評価

3~5 略

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事 業者及び指定地域密着型介護予防サービスの 提供に当たる者は、作成、保存その他これら <u>に類するもののうち、この条例の規定におい</u> て書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 副本、複本その他文字、図形等人の知覚によ って認識することができる情報が記載された 紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。) で行うことが規定されている又は 想定されるもの(第14条第1項(第65条 及び第86条において準用する場合を含む。) 及び第76条第1項並びに次項に規定するも のを除く。) については、書面に代えて、当該 書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的 方式その他人の知覚によっては認識すること ができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるもの をいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第92条 略

図らなければならない。

 $3\sim5$  略

第5章 雑則

(委任)

第91条 略

附則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  (虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項、第27条、第37条の2(新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第57条及び第80条の規定の適用については、同項及び新条例第37条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第27条、第57条及び第80条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2(新条例第65条 及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第2 8条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同 条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条 第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項(新条例第65 条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中 「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項(新条例第65 条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。